



研究活動について

研究活動における基本的倫理

研究の自由とは、守るべきものを守る義務と責任を果たしてこそ保障されるものです。研究活動で守るべき倫理事項には以下のようなものがあります。

1. 基本人権
2. インフォームド・コンセント (=情報を理解した上で同意)
3. 個人情報の守秘
4. 生命倫理に関する法令などの遵守
5. 安全に関連する法令等の遵守
6. 倫理審査委員会における承認 (人を対象とする研究の場合)
7. 著作権・知的所有権の尊重
8. 動物愛護及び管理に関する法律

この様なことが守られなかった場合、論文として認められなかったり、公開が禁止されることもあります。詳しくは、指導教員へ問い合わせてください。

研究活動のプロセスごとの具体的な注意事項

研究活動の一例としてプロセスに沿って注意すべき事項を説明します。

(1) 研究倫理審査

北星学園大学では、倫理的配慮を必要とする調査、実験等が見込まれる場合は、学内において「研究倫理審査」を受けることを推奨しています。研究開始は研究倫理審査による承認を得られてから開始してください。

【倫理的配慮を必要とする調査の例】

- ①個人に関する情報（氏名、性別、住所、生年月日、音声、顔面像、個人の身体、財産、肩書き、職種等）を扱う
 - ②研究対象者に対し何等かの不快感、精神・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性がある
 - ③研究対象者に対して運動・訓練の実施、食事、睡眠等の制限物理的刺激、身体的痛みを与える可能性がある
 - ④研究対象者本人や保護者からインフォームド・コンセントが得られない可能性がある
 - ⑤未成年者、あるいは障がいのある人を対象とする（本人に判断能力がない）
 - ⑥要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害、不当な差別、偏見等に關わる個人情報）を取り扱う
 - ⑦病院や介護施設、福祉施設に入所している人、介護状態にある人、支援を受けながら生活する人を対象とする
 - ⑧謝金などを対象者に支払う
- …など（詳細は『北星学園大学 研究倫理ハンドブック』を参照）

(2) 調査、実験などの依頼

研究対象者から、インフォームド・コンセント（説明を受け納得したうえでの同意）を得るにあたり、次の事項を事前に明確に伝えた上で了承を得てください。

- ①研究の目的と意義
- ②研究方法
- ③対象者
- ④要時間
- ⑤研究への参加協力の自由意思と拒否権
- ⑥プライバシー及び個人情報の保護
- ⑦研究成果の発表方法
- ⑧研究の責任者（指導教員も含む）

研究対象者が未成年者などの理由により本人から理解の上での了承を得ることが難しい場合は、研究対象者の家族や代理人から了解を得ることが必要です。アンケート調査を送付する場合には、以上の項目を明記した文書を添付してください。

(3) 見学、訪問、聴き取り調査実施の際に注意すべきこと

- ①プライバシー侵害や研究対象者の感情を害さないようにマナー等も含め細心の注意を払う。
- ②写真や録音、メモをとる際には必ず研究対象者の許可を得る。
- ③個人情報に触れる記録・資料の閲覧内容についての秘密を厳守する。
- ④研究対象者の勤務中や活動中の見学は、相手方に邪魔にならないよう十分に配慮する。
- ⑤当事者や研究対象者の氏名や役職名、伺った内容やいただいた資料の内容の公開可能範囲の確認をする。

(4) データ、資料等の保存・管理、廃棄について

調査で収集したデータは、研究実施者自身の責任により的確に保存・管理をする必要があります。特に研究対象者の個人情報等の管理・保管方法については、施錠可能な場所での保管、データを保存するパソコンのセキュリティ管理に細心の注意を払ってください。本学では研究データの保存期間を当該論文等の発表後5年間と定めています。卒業後のデータ保管については指導教員へ管理を引き継ぐことになります。保管期限の過ぎたデータは、シュレッダーにかける、あるいはファイルの完全抹消をするなど、廃棄方法に注意してください。

(5) 研究成果のクレジット、引用

研究への貢献を認めることを「クレジット」といいます。論文の著者に表示されるオーサーシップ、他の研究者の学説等の引用、研究に貢献してくれた研究協力者を「謝辞」の中で挙げることもクレジットを与える方法です。

(6) 著作権

著作権とは、著作物を制作した際、申請や登録といった手続きを一切必要とせずに自動的に付与される権利です。論文、書籍中の文章・図・表・イラスト、講演、新聞記事、雑誌記事などもすべて著作物です。

学術研究および論文執筆において、先行研究、各種データ、史資料の取り扱いは、研究分野によって「引用のルール」や「出所の明示」方法などが異なります。他人の著作物を引用したり、自分の主張の典拠にしたりする場合、必ず著作権を遵守しなくてはなりません。

(7) 研究成果の発表

研究成果を研究論文として発表する場合、論文の書き方（データ・資料の開示、論理の展開、結論等の仕方）に一定の作法が要求されます。学位論文の作法については、各学部、研究科が定めるものを確認し、不明な点については指導教員に相談してください。

【本文引用・参考ガイドライン・指針、関連書籍等】

- ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月文部科学大臣決定）
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために」（グリーンブック）
- ・日本学術会議「科学者の行動規範－改訂版－」
- ・科学技術振興機構（JST）「研究者のみなさまへ～責任ある研究活動を目指して～」
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

研究活動における「特定不正行為」

文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」により、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用を『研究活動における特定不正行為』と定義され、「特定不正行為」と称されています。様々なペナルティが科せられますので注意が必要です。

【ねつ造】(Fabrication)

存在しないデータ、研究結果を作成すること。実際になかったことを事実のように仕立てること。

【改ざん】(Falsification)

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

【盗用】(Plagiarism)

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

【その他】

同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ※なども不正行為の代表例と考えられる。

※オーサーシップとは論文の著者や共著者、実験やデータ分析などに関わった人を記載することをさします（参照：北星学園大学 研究倫理ハンドブック）

※以上の行為に関する証拠隠蔽や立証妨害も不正行為です

以下の行為は不正です

- ✗他の著書・論文内の主張を、自分の主張のようにして論文内に書く
- ✗自分の推論等に合わない実験結果のデータを論文内から削除し発表する
- ✗他の人のアイディアを、自分のアイディアとして文章あるいは口頭により発表する

不正防止の取組み**◆『北星学園大学 研究倫理ハンドブック』の作成**

更に詳細な研究倫理についてのハンドブックがあります。必要な場合は指導教員へ申し出てください。

◆コンプライアンス・研究倫理に関する研修会の開催**◆日本学術振興会 研究倫理e ラーニングコース「eL CoRE」の受講推進****◆公的研究費に関する内部監査****◆研究倫理審査****◆研究倫理等の情報を大学ホームページで公開****・研究倫理について**

http://www.hokusei.ac.jp/research/research_ethics/

・公的研究費の運営管理について

http://www.hokusei.ac.jp/research/public_research/

■研究不正行為に関する相談、通報窓口

研究支援課 研究支援課長（内線1240）

電話：011-891-2731（代表）

E-mail : kenkyusodan@hokusei.ac.jp